

三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務） 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は，三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）（以下「本業務」という。）を委託するに当たり，本業務に関する豊富な経験や知識，実績，企画力を有する事業者を公募型プロポーザルにより募集し，最適な受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）

(2) 業務内容

別紙「三次版学校 I C T 活用事業（授業支援アプリ利用業務）基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行場所

三次市立小学校（20校），三次市立中学校（12校）

※児童生徒数3,275人（令和7年5月1日現在），教員500人程度

※令和8年度からは，三次市立小学校（19校），三次市立中学校（11校）となる予定。

※三次市教育委員会事務局もアプリ利用を可能とすること。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

※なお，契約締結の翌日から令和8年3月31日までは，令和8年4月1日の利用開始に向けた構築期間とし，2(3)での利用及び利用に必要な教員研修を行えること。

(5) 予算上限額

本業務に係る予算の上限額は，8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 提案内容に関わらず，この上限額を超える提案は無効とする。

(6) 事業担当課（事務局）

三次市教育委員会 教育部 学校教育課

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6187 FAX：0824-62-6288

E-mail gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 三次市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（三次市の競争入札参加資格者名簿に登録のない者で、この案件に係り所定の資格審査を申請し、参加資格を認められたもの。）
- (2) 他自治体において、同種または類似する業務の契約を締結し、履行した実績（授業支援アプリもしくはデジタルドリルのいずれかを有する者によるパッケージ提案実績も含む）を有すること。
- (3) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (5) 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (6) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (7) 国税、市税等に未納がない者であること。
- (8) 業務終了までの間、三次市教育委員会教育部学校教育課との連絡調整が随時行えること。
- (9) 提出物の変更または返却は認めないこと。
- (10) 締切り期限経過後の提出は認めないこと。
- (11) 提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担となること。
- (12) その他市長が必要と認める事項

4 実施要領に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公告日から令和7年10月17日（金）午後5時（必着）

イ 受付場所

2(6)の事業担当課（事務局）

ウ 受付方法

質問は、「【様式5】質問書」により、電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後に質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

また、件名は、「【質問】三次版学校 I C T活用事業（授業支援アプリ利用業務）」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月21日（火）までに、三次市ホームページにおいて回答する。ただし、質問または回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体の提案内容に密接に係わるものについては、質問者についてのみ回答する。なお、質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

5 説明会について

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

6 参加表明手続き

(1) 提出期間

公告日から令和7年10月22日（水）午後5時（必着）

(2) 提出場所

2(6)の事業担当課（事務局）

(3) 提出書類

参加を希望するものは、次に掲げる書類を各1部提出すること。

ア 【様式1】参加意向申出書

イ 【様式2】参加資格に関する申立書

ウ 【様式3】受注実績調書

エ 【様式4】会社概要書

(4) 配布場所

三次市ホームページ（URL：<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>）

(5) 提出先

2(6)の事業担当課（事務局）

(6) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(7) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、「【様式6】プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送により、2(6)の事業担当課（事務局）に提出すること。

(8) 参加表明書の確認通知

令和7年10月23日（木）までに、参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。通知は、参加資格審査結果通知書により行う。

7 提案書等の提出

(1) 提案書等の作成及び部数

参加意向申出書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類をPDF形式の電子データで作成すること。なお、提案書は、「【別紙2】提案書作成要領」を参照して作成すること。

提出書類	部数
1 提案書 ※1者1案とする	1部
2 機能要件一覧表 【別紙1】	1部
3 費用見積書 【様式7】	1部
4 費用見積明細書 【様式7-1】	1部

(2) 提出期限

公告日から令和7年11月13日（木）午後5時（必着）

(3) 提出場所

2(6)の事業担当課（事務局）

(4) 提出方法

電子メール又は三次市指定のファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用し、提出書類一式を送付すること。（ファイル転送ツールの使用を希望する場合は、事前に申し出ること。）

8 審査方法

(1) 審査

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた受託候補者特定基準に従い、三次版学校ICT活用事業（授業支援アプリ利用業務）プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。なお、提案書の提出に当たっては、次の評価テーマに対する提案を行うこと。

評価テーマ

テーマ1 「個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けた授業改善」について

授業支援ツールに関して、特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 児童生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題の提供方法について
- ・ 児童生徒一人一人の意見を可視化し、児童生徒自ら多様な意見や情報の収集、整理・分析、まとめ・表現するなど、協働的に学びを深める工夫について

テーマ2 「基礎的・基本的な学力の定着及び、自主的な学びへの支援」について

デジタルドリルに関して、特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 児童生徒一人一人の習熟度に応じた学習課題の提供方法や自主的な学びに向けた児童生徒一人一人の学習状況の把握、見取りについて
- ・ 過去の入試問題等、児童生徒の進路実現に資する学習課題の提供について

テーマ3 「教員の働き方改革の視点」について

特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 授業準備や教材作成、学校間連携による教員の負担軽減、相互交流について
- ・ アプリ導入に向けた研修サポートについて

(2) 審査員の構成

委員の氏名及び職名は、受託候補者の特定後に公表する。

(3) 受託候補者特定基準

【別紙3－1】「受託候補者特定基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施方法

提出された提案書について、参加者によるプレゼンテーション（30分程度、質疑応答を含む）を行う。

プレゼンテーションの参加人数は1者あたり2名までとし、提案するアプリの操作については、実際に授業で使用することを想定し、リアルタイムで画面等に提示しながらプレゼンテーションを実施すること。また、審査委員一人一人に対して、実機を割り当て、実際の操作を交えながらプレゼンテーションを実施すること。なお、大型ディスプレイは市で用意するが、その他必要な機器等は持参すること。追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

実施日時等の詳細は、参加者に別途通知する。

(5) 受託候補者の特定

審査委員会での審査の結果、得点の総合計が最も高い参加者を受託候補者とする。

なお、得点の総合計が同率である場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。ただし、審査委員会において、本業務の実施目的に鑑み、得点の総計が本市の求める最低基準（6割）に満たない場合は、選定の対象外とする。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対し、令和7年11月27日（木）までに、参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、参加者名、各参加者の審査結果（順位、点数を含む。）を三次市ホームページ上において公表する。

(8) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、審査結果通知後1週間に限り認める。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者の特定後、提案内容に基づいて協議を行い、協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めな

い（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、三次市教育委員会との協議の上、その承認を得るものとする。

(2) 受託候補者の特定後、受託候補者と協議の上、提案内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(3) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、9(2)を行った上、随意契約を行う。

(4) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、三次市契約規則（平成16年三次市規則第74号）などの定めるところによる。

(5) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(6) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10／100以上とする。なお、三次市契約規則第32条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

10 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加意向申出書を提出した後、提出期限内に提案書などの提出がされない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合

オ 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

カ 提出者又はその関係者が、審査に関して審査委員会の委員に接触した事実が認められた場合。

(2) 留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。

ウ 参加意向申出書及び提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

オ 提出された提案書については、原則公表しない。

カ 参加意向申出書の提出者が1者の場合は、審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。

- キ 契約締結までに社会情勢や財政事情の変化，その他不可抗力等により，事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合，参加者に対して三次市は一切の責任を負わないものとする。

1 1 選考全体スケジュール

項 目	日 程
(1) 公募型プロポーザル 公告	令和7年10月 8日 (水)
(2) 質問受付期限	令和7年10月17日 (金)
(3) 質問に対する回答期限	令和7年10月21日 (火)
(4) 参加意向申出書の提出期限	令和7年10月22日 (水)
(5) 参加意向申出書確認通知	令和7年10月23日 (木)
(6) 提案書受付期限	令和7年11月13日 (木)
(7) 審査（プレゼンテーション）	令和7年11月20日 (木)
(8) 予定受託候補者選考結果通知・公表	令和7年11月27日 (木)
(9) 契約締結	令和7年12月 上旬 (予定)